

## 会員の声

長谷部碩先生の「会員の声」を読んで

稲葉 裕\*

個人情報保護と医学研究調査の関わりに关心が高まっている折から、公衆衛生現場での経験のある先生のご意見は、意義深いことと思います。ただし、先生のご意見は、「法務省の許可を得ても、個人の戸籍記載事項（生死の記録）が本人の承諾なしに調査されることは許しがたい。」という内容と理解します。本当にそれでよろしいのでしょうか？

戸籍調査は、研究者にとって日本での生存死亡の確認に不可避のものと小生は考えております。北欧諸国のように、国民背番号制がしかれている国や、アメリカ合衆国のように、一定の手続きで死因の調査が可能な国と異なり、我が国では研究者が戸籍を入手することも、それをもとに法務省の許可を得ることも、非常な労力と時間を使っております。この細い道が、今回の「個人情報保護基本法」制定を機会に、広くなることを期待していたのですが、先生のご意見ではむしろ逆に、この道を閉ざすことになりますかねません。死者の情報に関しては、本人の同意はとれないでの、生前から同意を得ておくことになりますが、日本人にとってこれはどの程度可能でしょうか？ 家族や近親者の同意となると、さらに難しくなります。

日本疫学会<sup>1)</sup>、日本公衆衛生学会の声明<sup>2)</sup>および衛生学公衆衛生学教育協議会の要望書<sup>3)</sup>が次々と出されてきたのは、「個人情報保護基本法」（当時の表現）の制定によって、医学医療、公衆衛生関係の個人情報を得なくてはできない研究や事業が不可能になることがないようにしていただきたいという思いが関係者の中にあったからです。個人情報を扱う責任者が、適正な入手方法・適正な管理に違反したり、第三者への提供を行うと処罰を受けることがあると法律で規制されると、情報の流れはきわめて制限をうけ、場合によっては止まってしまいます。そのような状況の中では、よい疫学研究は生まれて来ませんし、その結果とし

て、臨床や公衆衛生の現場での活動の根拠となる研究が少なくなってしまいます。10月の「大綱」すでに、報道関係に関しては、この法律の全面的な適用除外が認められており<sup>4)</sup>、医学・公衆衛生においても同様の処置をとってもらえるようにと期待しておりました。3月27日の閣議決定でいよいよ「個人情報保護法」（案）<sup>5)</sup>が国会にかけられことになりますが、その内容を見ると、「学術研究」は報道関係と同様に個人情報取扱事業者の義務等の適用除外となっています。また、「利用目的の制限」、「第三者提供の制限」の適用除外の中に「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」が明記されています。国会審議でどのような問題がでてくるかわかりませんが、一応関係者の努力は報いられたと考えています。

追跡調査としては、これまでにも、保健所の死亡小票の閲覧（当局の許可を得て）によって、平山雄先生のがんコホートの研究を始め多くの有用な研究が実施され、現在多くの研究が進行中です。一方で先生がご指摘のように、知らないうちに自分の情報が動かされることに対する警戒感、拒否感が強くなっています。このような状況のもとでは、先生のご提案のような趣旨で、個人情報と研究に関する問題点や対応策を広く国民的な議論の場に出すことは、少なくとも現在の時点では慎重にすべきと考えます。公衆衛生の向上を望む立場としては、むしろ研究者・行政担当者の中で討議して足場を固める方がよいと個人的には思います。

（受付 3月28日）

## 文 献

- 1) 日本疫学会「個人情報保護に関する法整備に関する声明」  
<http://wwwsoc.nacsis.ac.jp/jea/jea/main/scimei.html>
- 2) 日本公衆衛生学会理事長 多田羅浩三「個人情報保護基本法」制定についての意見書、日本公衛誌 47: 542-544, 2000
- 3) 衛生学公衆衛生学教育協議会：個人情報保護に関する法整備に関する要望書（2000年10月）
- 4) 情報通信技術（IT）戦略本部個人情報保護法制化専門委員会：「個人情報保護法制に関する大綱」  
<http://www.kantei.go.jp/jp/it/privacy/houseika/taikouan/1011taikou.html>
- 5) 個人情報保護に関する法律案  
<http://www.kantei.go.jp/jp/it/>

\* 順天堂大学医学部衛生学  
稲葉 裕